

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和3年3月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000075号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000034号

第1 結論

請求者のA社における平成30年8月7日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成30年8月7日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年8月7日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年8月7日

請求期間について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成30年分賃金台帳により、請求者は、請求期間において、同社から20万円の賞与を支給され、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年8月7日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年8月7日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000056号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000016号

第1 結論

昭和48年2月から昭和49年1月までの請求期間、昭和54年4月から昭和55年7月までの請求期間及び昭和62年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和48年2月から昭和49年1月まで
② 昭和54年4月から昭和55年7月まで
③ 昭和62年1月から同年3月まで

私は、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、年金手帳記号番号払出簿によると、請求者及びその夫の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)(請求者:*、夫:*)は、昭和49年1月30日に社会保险事務所(当時)からA市に払い出された記号番号であり、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の資格記録から、請求者及びその夫は、同年2月頃に国民年金の加入手続を行っていることが確認できることから、請求者は、自宅の玄関先で集金人に国民年金保険料を手渡しした旨主張しているが、A市は、請求期間①当時に集金人が存在したか否かについて、不明である旨回答していることから、保険料の納付状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者と一緒に国民年金保険料を納付していたとする請求者の夫も、請求期間①(厚生年金保険加入期間を除く。)について未納であることが確認できる。

2 請求期間②について、B市の国民年金被保険者名簿及び戸籍の附票によると、請求者は、昭和54年3月26日にB市からA市に転居し、その後同年12月30日にC市に転居していることが確認できることから、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)においては、各転居に係る記載が確認できないことから、請求者は、請求期間②当時に居住していたA市及びC市において、国民

年金保険料を納付することができない。

なお、請求者は、B市に居住していた時に国民年金保険料を納付していた記憶はあるが、A市に転居してからの記憶ははっきりしない旨陳述している。

- 3 請求期間③について、オンライン記録によると、請求期間③に係る資格取得処理（昭和62年1月21日取得）が平成元年5月24日に行われていることが確認でき、当該処理日を基準にすると、請求期間③は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

なお、請求者から提出された納付書・領収証書によると、請求期間③の直後である昭和62年4月から同年12月までの保険料を平成元年5月26日に過年度納付していることが確認できる。

- 4 このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①、②及び③について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000071号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2000035号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年5月17日から昭和52年6月1日まで

友人の紹介により、A社に入社したところ、請求期間は国家公務員の採用試験に合格する前の期間であり、正規の事務職員ではなく非常勤職員であったため、共済組合員にはならず、政府管掌健康保険と厚生年金保険に加入していた。給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びB社から提出された人事記録により、請求者は、昭和51年5月17日に事務助手としてA社に採用され、昭和52年5月31日まで継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録がなく、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和54年7月26日であることが確認できる。

また、B社や関係する機関においても、請求者の請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を所持していない上、請求者も請求期間に係る給与明細書を所持していないことから、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。